

各指定就労移行支援事業所
各指定就労継続支援(A型・B型)事業所
管理者様

奈良市福祉部
障がい福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系障害福祉サービス(就労移行支援・就労継続支援)の
在宅利用の取扱いについて

平素より、本市における障害福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

これまで、厚生労働省通知に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から就労移行支援と就労継続支援(A型・B型)については、本人の希望により在宅利用も可能としていました。

今般、令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」が発出されたことにより、今後の本市におけるその取扱いを下記及び別紙のとおり決めましたので、確認のうえ対応いただきますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

記

1. 今回の変更内容

現行 本人の希望により就労系障害福祉サービス〔就労移行支援と就労継続支援(A型・B型)〕の在宅利用が可能



通知後 事業所が在宅でのサービス提供に当たっての要件(別紙参照)を満たしており、本人が令和2年9月以降も在宅利用を希望し、その在宅利用による支援効果があると市が認めた場合在宅利用が可能

(おおむね令和2年9月から令和3年3月末まで)

(※令和2年9月以降については、要件を満たさない場合、在宅利用の報酬の算定はできません。)

今後の本市の取扱いを別紙のとおりとするため、確認のうえ対応の程お願いします。

2. 提出書類について

今後も継続して在宅利用を実施する場合、または、初めて在宅利用をする場合は、別紙の提出書類欄に示したものを各事業所にてとりまとめて、障がい福祉課に8月末までに提出してください。(遅れる場合などは、事前に事業所ごとに問い合わせてください。)

3. その他

各事業所からの提出をもとに対象者に認定通知を行う予定ではありますが、今後の新型コロナウイルスの感染等の情勢により急遽内容を変更する場合があります。現時点では本通知による対応を行って頂くようお願い致します。

※別添: 令和2年6月19日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」

(提出先・問い合わせ先)
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市福祉部障がい福祉課 生活支援係
TEL:0742-34-4593 FAX:0742-34-5080